



# 覚書 「合意の上で着工」の約束 約束を守ろう

長崎県

私たちは、県が約束を守らないので抗議の座り込みを続けています  
**付け替え道路工事を  
直ちに中止せよ**  
 「県は住民との約束を守らない。」これが常識になったことは、長崎県行政にとってマイナスイメージで取り返しの付かない失態です。

2010年3月24日から始まった付替え道路工事は、私たちの抗議行動で何回も中断しながら現在も継続中です。2016年7月25日から再開され現在も継続中の第4次の付替え道路工事では、人々が寝静まった深夜や、日曜日の早朝をめぐらして重機等を搬入し、県職員を動員して抗議行動を力で排除するなど機動隊も顔負けの手荒な仕打ちを見せています。

地方と国の借金は、合わせて1,100兆円を超えました。1万円札で積み上げると国際宇宙ステーションの2.7倍まで達するそうです。こんな天文学的な借金を子や孫に付け回していいのでしょうか。佐世保の水は足りているし、川棚川の洪水対策にもほとんど役に立たないと言われています。これ以上借金をつくるべきではありません。

## 県民の皆さん知っていますか

既に半世紀を越えた石木ダム計画は、二〇一〇年から付替え道路工事が始まりました。長崎県は、自ら主導して地元総代と交わした覚書で「改めて同意を得てから着手する」と約束しています。一九八二年の強制測量調査もそうでしたが、付替え道路工事でも住民の同意なしに進めています。工事を進めるために毎日職員を十五〜二十人動員し、住民の監視や排除に当たらせています。その費用は昨年だけでも一億円を超えたと言われています。県は約束を守れと抗議する住民を力で排除し、ケガ人も続出しています。その結果、今でも後遺症で苦しんでいる人もいます。

公共事業は誰のための事業でしょう。こんな公共事業がありますか？ おそらく日本中探してもここ長崎県だけでしょ。長崎県は直ちに付替え道路工事を中止し、真摯に住民と向き合うべきです。

◇石木ダムは中止すべきです

# やはり、石木ダムは不要だった？



谷本・水道局長、ぜひ法廷の場で堂々と石木ダムの必要性を説明してください

佐世保市はなぜ水道局長の証言を拒否するのか？

長崎地裁佐世保支部で進行中の「石木ダム工事差止訴訟」は、証人尋問をおこなうかどうかの問題で、かれこれ半年間も膠着状態が続いています。

昨年9月の口頭弁論で、原告（住民など600名を越す）側は裁判所へ2名の専門家（治水については水源開発問題全国連絡会共同代表の嶋津暉之氏、利水については佐世保市水道局長の谷本薫治氏）と21名の原告の証人尋問を要請しました。しかし、被告（長崎県と佐世保市）側は、これを直ちに拒否し、以来この件についての協議が毎回続いています。

特に強行に反対しているのは佐世保市です。

○佐世保市代理人 「水道局長に何を聞きたいのか？知りたいことがあるなら文書で出せばよいではないか。」

○原告側代理人 「この裁判で問われているのは、石木ダム工事を止めるべきか否かということであり、それには、いま石木ダムが本当に必要かどうかの判断が不可欠である。『佐世保市にとって石木ダムは今も必要』と確信しておられる水道局長にその根拠を尋ねたい。水道局長の陳述は必要不可欠であり、私たちの質問に堂々と答えてほしい。」

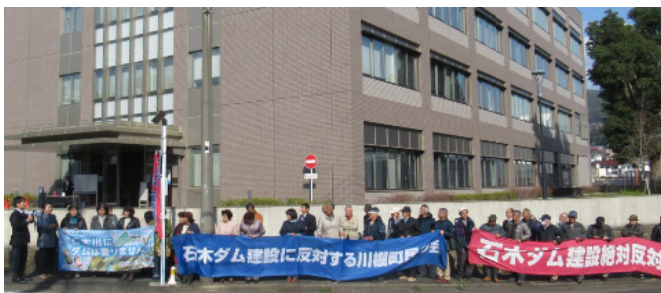
この思いは、まさに私たち佐世保市民の思いです。

なぜなら、その工費を私たち佐世保市民もかなり負担しているからです。石木ダムが不可欠だという根拠は、私たち市民も知る権利があります。広報での説明だけでは不十分です。双方代理人の質問に、法廷の場で誠実に答えて、説明して頂きたいと思えます。

市は市民が石木ダムについての公開説明会などを求めても、「いまは裁判中なので…」と断ってきました。裁判の場でも質問に答えないとすると、水道局長は逃げているのでは？石木ダムの必要性が説明できないのでは？との誤解も生じかねません。

水道局長は潔く証言台に立ち、佐世保市水道の現状や石木ダムがどうしても必要だという根拠を、裁判官や原告（現地こうばるの人々や佐世保市民等々）に向かって心を込めて証言するべきです。

賛成反対にかかわらず、多くの市民、県民はそれを心から願っています。



門前集会（2019年3月12日）この日も証人尋問は確定せず